

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 2 7 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 特別定額給付金担当課（室） 御中

総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室

配偶者からの暴力を理由とした避難事例における
特別定額給付金関係事務処理の運用について

今般、「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係事務処理について」（令和 2 年 4 月 22 日付け総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室事務連絡。以下「4 月 22 日付け事務連絡」という。）を発出し、これにより、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別に行っている事例（以下「配偶者からの暴力を理由とした避難事例」という。）についての特別定額給付金関係事務処理を示したところです。

この中では、DV被害申出確認書の発行機関について、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）に限った運用としていたところですが、配偶者暴力対応機関以外の民間支援団体での相談や保護を受けているDV被害者のニーズに応じた発行を可能とするため、下記のとおり一部変更することとしますので、管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）への周知について特段の御配慮を御願いたします。

なお、本事務連絡については、内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室から各都道府県の配偶者暴力相談支援センター等へ、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課から各都道府県の婦人相談所等の関係機関へ周知が行われる予定であることを申し添えます。

記

4 月 22 日付け事務連絡においては、DV被害申出確認書の発行機関を婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）に限った運用としていたところ、同確認書の迅速かつDV被害者のニーズに応じた発行を可能とするため、配偶者暴力相談支援担当部署のほか、行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援業務を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）についても、同確認書の発行ができることとする。